

支部化・代議員制度導入にむけて 検討内容経過報告 No. 7

支部化・代議員制検討委員会

- 今年役員(理事)改選の年ということで、選挙管理委員会からP2～9のとおり案内がありました。
 - 下記の通り、今年から来年にかけての主要なスケジュールをご確認ください。
 - 併行して、本会は2027年度からの支部化・代議員制度導入に向けて、今年11月29日(日)の臨時社員総会での定款改正案の可決を目指し、会員の皆さまには特段のご協力をお願いします。
- ※支部化と代議員制導入についての理解を深めるため、ホームページに特設ページを設けています。

	役員(理事)改選スケジュール	支部化・代議員制度導入スケジュール
2026年 2月	↓ 理事立候補 受付	
3月	(2/18～3/10)	15○ 理事会 (臨時社員総会上程議案可決)
4月	初旬 立候補者名簿公表 (5月号通信)	上旬◆ 臨時社員総会議案資料集配布(郵送)
5月	中旬○ 理事会 (総会議案決定) ↓ 書面表決 受付	書面表決 受付
6月	21● 定時社員総会 (理事選任)	◆6/1時点の正会員数が代議員定数算定のための基準日
7月	※新理事の任期スタート	◆新選挙管理委員会委員公募
8月		◆選挙管理委員会が代議員定数算出
9月		
10月		上旬◆ 代議員選挙公示 (選管)
11月		29● 臨時社員総会 (定款改正案ほか可決へ)
12月		
2027年 1月		↓ 代議員立候補 受付 候補者推挙届 受付
2月		※第二次受付 (～2/末)
3月		初旬◆ 立候補者名簿公表 (4月号通信)
4月		↓ 代議員選挙投票 (電子投票)
5月		上旬◆ 代議員当選者確定公開 ・本人へ通知 (HPで公開)
6月		中旬◆ 代議員当選者報告 (6・7月合併号通信)
7月		下旬● 第1回代議員総会 ※第1期 代議員の任期スタート

【注】 上記はイメージ日程であり、多少前後する場合があります。

【ご報告】お寄せいただいたパブリックコメント（～12月14日締切／第4回受付分）

パブリックコメント 一覧		意見内容	回答（考え方等）
No.	項目（～について）	役員選出規程について、第5条と6条で自署と捺印を求められています。なぜ今の時代に両方が必要ですか？役所でもどちらか一つしか求められません。一つでいいのでは。	ご意見ありがとうございます。おっしゃる通り押印廃止の時代ですから、第5条と第6条に関しては自署のみで足りるものを公益社団法人の規程規則等含めて確認します。第7条についても、ご提案のとおりですし、電磁的なツールによるもの等も含めて検討します。
18	12 役員選出等	第7条「郵送し」と「提出する」と同じような動詞が並びわかりにくい。また規程で「必着」はなじまないので使用せずに「とりま」として選善管理委員会が定めた期限までに届くように提出するものとする。』ではどうですか。それとあえて「郵送」を指定する理由はなんですか。事務局まで持参が都合のいいことも考えられます。郵送ではなく持参が都合のいいことも考えられます。支部については質問です。支部は事務所とかを具体的にブロック内に作るようになるのでしょうか。またその支部活動費は今の年間収入の範囲に収まる予定でしょうか。支部活動費が増えることになれば会費等の増額につながることを危惧します。	支部についての構想は、現時点では事務所の設置や事務局員の配置までは考えていません。現在のブロック組織においても事務所が無くても事実上運営に不都合や不自由が無いからです。まずは現在のブロック組織を支部へスムーズに移行させることを優先させます。そして支部化が定着して、将来その必要が生じた時には理事会で協議することになると思います。
19	12 代議員の選挙区について	ちよと気になりました。8ページの筑後ブロックには、14ページの筑後ブロックにある「みやま市」がありません。	ご指摘ありがとうございます。確かに「みやま市」が記入漏れでした。
20	12 代議員の選挙区の定数推計について	P9のイメージ図では、ブロック選挙区の定数が福岡地区と筑豊地区では4倍以上にて改善が必要だと思ふ。	ご意見ありがとうございます。ブロック選挙区の定数計算は、公平を期すため員数の割合で比例配分して算出します。福岡ブロックと筑豊ブロックの定数の差が大きい理由は、とりもなおさず員数の差でもありまな。なお、ブロック選挙区とは別に全県選挙区もありません。例えば筑豊ブロック選挙区内にお住まいの役員経験者であれば、何人でも全県選挙区から立候補することができ、筑豊ブロックから多数人材を送りだすことも可能なシステム設計となっています。
21	12 支部の組織及び運営に関する規定について	ブロックの振り分けが自宅住所と規定あり、P12の支部員第5条に住所が他県にある場合は勤務先のある区域の支部に属するとあるため、住所以外地域の長年貢献されている方などについては特例で勤務地と住所地の選択が可能にするなど規定も設けてもいいと思ふ。	ご意見ありがとうございます。所属する支部の条件としては、自宅住所地と考慮しております。自宅が県外という会員の場合は勤務先住所地の支部に所属することで統一することとします。これは、代議員選挙区の代議員定数基準ともなることからです。もちろん、福岡県社会福祉士会の会員であれば、別の支部が主催する研修会や行事に参加することに制限は設けず、参加費等についてもこれまで通り会員は統一とする方針です。
22	12 定款第57条について	質問です。福岡県社会福祉士会定款第57条に書かれている「前条第4項5号」は「前条第1項5号」の間違いはありませんか。	ありがとうございます。「前条第4項5号」は「前条第4項4号」の誤りでしたので訂正を行います。

【注】 ホームページでもご覧いただけます。